（オン・バランス資産の額）

第六条　前条第一号に掲げる額は、連結貸借対照表（第三条に定める連結の範囲について作成した連結貸借対照表をいう。以下同じ。）の総資産の額から次に掲げる額を控除した額とする。

一　支払承諾見返勘定の額

二　デリバティブ取引等に関連する資産の額（デリバティブ取引等により生じる債権額及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額をいい、デリバティブ取引等により生じた未収利息の額を除く。）

三　レポ形式の取引に関連する資産の額（レポ形式の取引により生じる資産のうち、現金の受取債権の額又は受領した証券の額をいい、レポ形式の取引により生じた未収利息の額を除く。）

四　自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第二十二条第二項に定める普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額をいう。以下同じ。）から同項第七号に掲げる額を除いた額及びその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第二十三条第二項に定めるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額をいう。以下同じ。）から同項第五号に掲げる額を除いた額の合計額

五　自己資本比率告示第二十二条第二項第一号ニに掲げる額

（デリバティブ取引等に関する額）

第七条　第五条第二号に掲げる額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　デリバティブ取引等（自己の名をもって他人の計算において行うデリバティブ取引等を除く。）について算出したエクスポージャーの額

二　デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額

2　前項第一号のエクスポージャーの額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、第三号に掲げる額にあっては、信用金庫連合会又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係るものに限る。

一　再構築コストの額の合計額

二　アドオンの額の合計額

三　想定元本の額（デリバティブ取引等の経済効果を反映した額をいう。以下同じ。）の合計額

3　前項第一号の再構築コストの額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。ただし、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等については、当該額から、現金で受領した変動証拠金の額を除いた額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同号の再構築コストの額とすることができる。

一　信用金庫連合会又は連結子法人等が現金で受領した変動証拠金が分別管理されていないこと。

二　デリバティブ取引等について信用金庫連合会又は連結子法人等が業務取扱日又は営業日ごとに時価評価を行っており、受領した変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。

三　信用金庫連合会又は連結子法人等が変動証拠金として受領した現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。

四　デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネッティング契約（当事者の一方に当該契約の対象となるデリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、当該契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効な契約であって、当該デリバティブ取引等を一の債権又は債務とすることができる契約をいう。第十二項第四号において同じ。）の対象となるものであること。

4　第二項第二号のアドオンの額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　クレジット・デリバティブ以外のデリバティブ取引等（同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップを除く。）　次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、それぞれ当該取引の想定元本の額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引については、当該掛目に残存交換回数を乗じた値）を乗じて得た額

取引の区分	残存期間の区分	掛目（パーセント）
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以内	〇・〇
	一年超五年以内	〇・五
	五年超	一・五
株式関連取引	一年以内	六・〇
	一年超五年以内	八・〇
	五年超	十・〇
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	七・〇
	一年超五年以内	七・〇
	五年超	八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内	十・〇
	一年超五年以内	十二・〇
	五年超	十五・〇

（注1）　特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の支払期日において時価が零になるように契約条件が再設定されるデリバティブ取引等については、次の再設定日までの期間を残存期間とみなすことができる。ただし、この場合においても、金利関連取引に係る掛目は〇・五パーセントを下回ることができない。

（注2）　取引の区分欄に掲げる取引に該当しないデリバティブ取引等は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

二　クレジット・デリバティブ　次の表の上欄に掲げる原債務者の種類の区分に応じ、それぞれ当該クレジット・デリバティブの想定元本の額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

原債務者の種類	掛目（パーセント）
優良債務者	五・〇
その他の債務者	十・〇

（注1）　信用金庫連合会又は連結子法人等がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、信用金庫連合会又は連結子法人等がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限りアドオンの額を算出するものとする。この場合において、信用金庫連合会又は連結子法人等は、当該アドオンの額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。